

函館市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月28日 条例第6号

改正 平成14年 6月27日 条例第34号
平成18年 2月24日 条例第1号
平成20年10月 1日 条例第43号
平成24年 2月24日 条例第1号
平成25年 2月28日 条例第1号

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、函館市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議長を経由して市長に代表者、経理責任者等を記載した会派結成届を提出した会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付の額および方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額4万5千円を乗じて得た額を半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、上半期および下半期の最初の月に、当該半期に属する月数分（当該半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分）を交付する。

3 半期の途中において新たに結成された会派に対する政務活動費は、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から交付する。この場合において、当該半期の政務活動費は、当該結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当該月）に交付する。

4 基準日において議員の辞職、失職、除名もしくは死亡または所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は、第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。

5 政務活動費は、会派からの交付の申請に対する市長の決定の通知に基づき、会派からの交付の請求のあった後速やかに交付するものとする。

(所属議員の異動等に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派について、半期の途中において所属議員に異動が生じた場合は、異動後の議員数に基づいて算定した当該半期の政務活動費の額が既に交付した当該半期の政務活動費の額を上回るときは、当該上回る額を会派からの交付の請求のあった後速やかに交付するものとし、下回るときは、会派は、当該下回る額を市長からの交付すべき政務活動費の額（次項および第7条第1項において「交付額」という。）の変更の通知のあった日から起算して14日以内に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が半期の途中において消滅したときは、当該消滅した会派は、当該消滅した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を市長からの交付額の確定の通知のあった日から起算して14日以内に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、各種会議への参加等市政の課題および市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動（次項および第7条第2項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書）

第6条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者（会派が消滅したときは、代表者であった者）は、領収書またはこれに準ずる書類を添付して当該政務活動費に係る収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前年度に交付された政務活動費に係る収支報告書の提出期限は、毎年4月30日とする。

3 政務活動費の交付を受けた会派が消滅した場合における当該年度に交付された政務活動費に係る収支報告書の提出期限は、当該消滅した日から起算して30日以内とする。

4 議長は、第1項の規定により収支報告書が提出されたときは、その写しを市長に送付するものとする。

（政務活動費の返還）

第7条 会派は、政務活動費の交付を受けた年度において、交付を受けた政務活動費の総額から当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長からの交付額の確定の通知のあった日から起算して14日以内に返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた会派が当該政務活動費を別表で定める政務活

動に要する経費以外の経費に充てたと認めるときは、当該支出した額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存および閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書ならびに同項の規定により当該収支報告書に添付された領収書および領収書に準ずる書類を、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書ならびに当該収支報告書に添付された領収書および領収書に準ずる書類の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書ならびに同項の規定により当該収支報告書に添付された領収書および領収書に準ずる書類について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月27日 条例第34号)

この条例は、〔中略〕公布の日から施行する。

附 則 (平成18年2月24日 条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日 条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月24日 条例第1号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日 条例第1号)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例による改正後の函館市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に公布される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の函館市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	内容
調査研究費	会派が行う市の事務，地方行財政等に関する調査研究および調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費および団体等が主催する研修会の参加に要する経費
広報広聴費	会派が行う活動および市政について市民に報告し，および広報するために要する経費ならびに会派が市民からの市政および会派の活動に対する要望，意見等を聴取するために要する経費
会議費	会派が意見交換会等の各種会議を開催するために必要な経費および団体等が主催する各種会議の参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書，資料等の購入に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費

